

身体・知的障害者相談支援部会 実績報告

(令和4年12月末現在)

1 部会の開催について

令和4年度 2回開催（予定）

(1) 第1回 令和4年7月7日 ※地域生活支援部会と同日開催

- ・基幹相談支援センターの役割について
- ・相談支援事業所運営費助成について

(2) 第2回 令和5年2月（予定）

- ・基幹相談支援センター設置について
- ・相談機能に関する地域生活支援拠点機能事業所について

2 部会員の構成

区職員 13 人、障害者施設法人代表者 23 人

3 頁「身体・知的障害者相談支援部会会員一覧」のとおり

3 実績内容

(1) 相談支援事業所の種別及び利用者数

相談支援事業所数	特定相談支援事業所	37
	（うち、障害児相談支援の指定があるもの）	16
相談支援専門員数	区事業所	12（うち主任1名）
	民間事業所	66（うち主任4名）
	合計	78名

(2) 相談支援専門員研修会について

① 開催回数：6回 ※令和5年1月～3月に2回開催予定

② 参加人数：延べ253人

③ 主な内容

- ・身体障害当事者との意見交換及び質疑応答
- ・特別支援学校におけるアレルギー対応
- ・リモート施設見学、事例検討など

(3) 基幹相談支援センター設置に向けた検討

令和5年度の設置に向け、業務内容を整理し、区の方針を示して協議、検討した。

(4) 地域生活支援部会の報告

令和3年度地域生活支援部会において「緊急時の受け入れ、対応機能」について検討、区内短期入所事業所と緊急一時保護事業受託事業者を地域生活支援拠点機能事業所と位置づけ、令和4年3月の障害者施策推進協議会において承認いただいた。その後、当該事業所より、区と都に申請書・変更届・加算届の提出等手続きが完了している。

現在は「相談機能」について、区内相談支援事業所を拠点機能事業所とする方向で検討を行っている。

令和4年度 相談支援専門員研修会(サロン)実績報告

	開催日	会場	内容	参加人数
1	5月30日 (月)	ウィメンズパル 多目的ホール	当事者の方の日頃の生活やその思いを知り、相談支援専門員としての役割等を改めて考える機会となりました。	41名
2	6月15日 (水)	ウィメンズパル 多目的ホール	・移動支援の変更点について(審査係) ・学校生活におけるアレルギー(アナフィラキシーショック)の実態を事例を通して学び、教育現場と福祉の連携について考えました。	51名
3	7月13日 (水)	ZOOM	区内3か所の施設見学をZOOMで行いました。動画や写真等で施設の様子を知ることができました。	47名
4	10月27日 (木)	ウィメンズパル 多目的ホール	インシデントプロセス法で事例検討を行いました。個人で問題点や解決策を考えた上で、少人数のグループ内でも意見交換を行い、さまざまな角度からの支援方法を共有しました。	37名
5	11月16日 (水)	ウィメンズパル 多目的ホール	架空の事例をもとに多職種連携という視点から相談支援専門員として支援していくかを考え、連携できる関係機関について学びました。	39名
6	12月15日 (木)	ウィメンズパル 多目的ホール	「事例の見方・考え方」というテーマで講演会を行い、対人援助職としての事例検討の意義や考え方を学びました。(ZOOMでのオンライン配信も行いました。)	38名
7	1月25日 (水)	ウィメンズパル 多目的ホール	事例検討会	新型コロナウイルス感染症の感染状況に配慮しながら開催予定。
8	2月15日 (水)	ウィメンズパル 多目的ホール	グループスーパービジョン	

令和4年度 身体・知的障害者相談支援部会員一覧

No.	役職等	所属法人等
1	部会長	葛飾区 福祉部 障害援護担当課長
2	副部会長	葛飾区 福祉部 障害福祉課長
3		葛飾区 福祉部 障害者施設課長
4		葛飾区 健康部 保健予防課長
5		葛飾区 子育て支援部 子ども家庭支援課長 事務取扱 児童相談所開設準備担当部長
6	指定特定相談支援事業所代表者	社会福祉法人 かがやけ福祉会
7	指定特定相談支援事業所代表者	社会福祉法人 手をつなぐ福祉会
8	指定特定相談支援事業所代表者	社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会
9	指定特定相談支援事業所代表者	社会福祉法人 武蔵野会
10	指定特定相談支援事業所代表者	社会福祉法人 原町成年寮
11	指定特定相談支援事業所代表者	特定非営利活動法人 未来空間ぼむぼむ
12	指定特定相談支援事業所代表者	社会福祉法人 東京コロニー
13	指定特定相談支援事業所代表者	特定非営利活動法人 むう
14	指定特定相談支援事業所代表者	株式会社 フタバ介護サービス
15	指定特定相談支援事業所代表者	社会福祉法人 章佑会
16	指定特定相談支援事業所代表者	特定非営利活動法人 おおぞら会
17	指定特定相談支援事業所代表者	特定非営利活動法人 SIEN
18	指定障害児相談支援事業所代表者	社会福祉法人 のゆり会
19	指定障害児相談支援事業所代表者	特定非営利活動法人 葛飾幼児グループ
20	指定障害児相談支援事業所代表者	特定非営利活動法人 風の子会
21	指定特定相談支援事業所代表者	OTAメディカル 株式会社
22	指定障害児相談支援事業所代表者	日本福祉研究所 株式会社
23	指定特定相談支援事業所代表者	特定非営利活動法人 にじいろ
24	指定特定相談支援事業所代表者	有限会社 ケアシス
25	指定特定相談支援事業所代表者	社会福祉法人 アムネかつしか
26	指定障害児相談支援事業所代表者	社会福祉法人 常盤会
27	指定特定相談支援事業所代表者	合同会社 なないろ
28	指定障害児相談支援事業所代表者	株式会社 ツバサ
29		葛飾区 福祉部 障害福祉課 審査係長
30		葛飾区 福祉部 障害福祉課 援護係長
31		葛飾区 福祉部 障害福祉課 障害福祉担当係長
32		葛飾区 福祉部 障害福祉課 相談係長 事務取扱 障害援護担当課長
33		葛飾区 福祉部 障害者施設課 地域活動支援係長
34		葛飾区 福祉部 障害者施設課 通所施設係長
35		葛飾区 福祉部 障害者施設課 発達支援第一係長
36		葛飾区 健康部 保健予防課 保健予防係長
37		葛飾区 子育て支援部 子ども家庭支援課 発達相談係長

身体・知的障害者相談支援部会設置要領

平成26年4月6日

26葛福障第27号

福祉部長決裁

(設置)

第1条 葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱(平成19年3月30日付18葛福障第931号区長決裁。以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、身体・知的障害者相談支援部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、要綱第2条第1項第2号及び第3号に係る次の事項を所掌する。

- (1) 計画相談支援及び障害児相談支援(以下「相談支援」という。)に関する事。
- (2) 指定相談支援事業所との連絡・調整に関する事。
- (3) 困難事例の相談支援に関する事。
- (4) その他相談支援を実施する上で必要な事項

(構成)

第3条 部会は、別表に掲げる者(以下「部会員」という。)をもって構成する。

(会長等)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、障害援護担当課長とする。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、障害福祉課長とする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の内容に応じて、部会員の中から必要な者に限定して招集することができる。

(部会員以外の者の出席等)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は部会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第7条 部会長は、第2条の所掌事項のうち、専門的な事項を協議するために分科会を設置することができる。

(報告)

第8条 部会長は、葛飾区障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）会長に対し、部会における作業等の内容を報告するとともに、協議会において部会の実績を報告する。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、障害福祉課相談係が行う。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項及び分科会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成26年4月6日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月11日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

福祉部障害援護担当課長	部会長
福祉部障害福祉課長	副部会長
〃 障害福祉課審査係長	
〃 障害福祉課援護係長	
〃 障害福祉課障害福祉担当係長	
〃 障害福祉課相談係長	
福祉部障害者施設課長	
〃 障害者施設課地域活動支援係長	
〃 障害者施設課通所施設係長	
〃 障害者施設課発達支援第一係長	
健康部保健予防課長	
〃 保健予防課保健予防係長	
子育て支援部子ども家庭支援課長	
〃 子ども家庭支援課発達相談係長	
区内指定特定相談支援事業所代表者（各法人から1名）	
区内指定障害児相談支援事業所代表者（各法人から1名）	